

郡上市皆伐施業ガイドラインを策定

～ 森林の伐採を行う森林所有者と伐採事業者のみなさんへ ～

郡上市では、豊かな森林環境を守りながら、木材を持続的に利用していくために、「郡上市皆伐施業ガイドライン」を策定しました。森林所有者と伐採事業者のみなさんは、森林の皆伐施業を行う際には次のことに十分気をつけて、計画の作成と伐採作業を行ってください。

森林の伐採について

森林は、木材生産だけでなく、水源涵養や土壌の保全、生態系の保存など多くの重要な役割を果たしています。そのため、伐採を行う際には、こうした森林の役割に配慮した施業を実施するとともに、植栽などにより確実に森林が回復する方法で行ってください。

森林所有者のみなさんへ

森林所有者は、将来の子孫へ豊かな山を残すため、森林が継続される管理を行うことが大切です。将来的な森林の活用方法などを、十分検討したうえで、伐採・更新方法を選択してください。

伐採事業者のみなさんへ

伐採事業者は、森林施業の窓口として森林所有者の意向を踏まえ、たうで地形に合った施業や植栽が進みやすい方法を提案することも大切です。

また、地域の森林管理者の一人として責任ある施業を行ってください。

伐採制限の確認と手続きについて

伐採を予定している森林について事前に、市役所等で伐採制限の確認を行い、法令や制度に基づき必要な手続きを忘れず行ってください。

皆伐を控える森林

(次の森林で皆伐すると周辺への影響が心配されますので、皆伐を控えてください)



急傾斜地・岩石地等災害の危険性のある森林



標高1400m以上
積雪深2.5m以上の森林



水源地の森林



シカ等による食害が
想定される森林



環境保全や観光資源として重要な森林

伐採前の計画作成について

▼1 ha以上の皆伐を行う場合は、伐採の区域や保護樹帯として残す箇所、作業路の開設箇所など、具体的な作業の内容が分かる作業計画書を作成してください。

▼人工林の皆伐で地形等の条件が木材生産に適している場合は、積極的に植栽を行ってください。

〔注意〕伐採届出はこれまでと同様に面積に関係なく必要です。

※伐採前の計画作成が特に重要です。ので、ご不明な点は市・県にお尋ねください。

伐採時の注意事項

① 大面積の皆伐は避ける

大面積の皆伐を行うと環境への影響や森林の回復が遅れる可能性があるため、大面積の皆伐は避けてください。

② 人工林の伐採地は植栽する

人工林は皆伐すると森林へ回復しにくいため、皆伐後は植栽してください。

③ 伐採区域等を分散させる

5 ha以上の皆伐を行う場合は、伐採区域や伐採時期を分散させてください。

④ 保護樹帯・保残木の配置

急傾斜地や尾根筋、谷筋、人家の近い場所では必要に応じて災害防止のための保護樹帯や保残木を配置してください。

⑤ 天然更新地は母樹を残す

天然更新地は、尾根筋や一定面積ごとに有用な母樹を残してください。木材利用しない広葉樹はできるだけ残してください。

⑥ 枝条類の適正な処理

雨水により枝条類が谷川へ流れないよう、また植生回復の妨げにならないよう処理をしてください。

⑦ 植栽、更新を考えた施業

伐採後の植栽作業や更新を考えた施業を実施してください。

⑧ 看板設置・地域への連絡

伐採を地域住民へ知らせるための看板の設置や必要に応じて地域へ連絡してください。

☎ 問 農林水産部林務課
67・2121